

20080001A
200801012B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

格差と社会保障のあり方に関する研究

平成 19 ～ 20 年度 総合研究報告書

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 駒村 康平

平成 21(2009)年 3 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

格差と社会保障のあり方に関する研究

平成 19 ～ 20 年度 総合研究報告書

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 駒村 康平

平成 21(2009)年 3 月

参加研究者名簿

主任研究者

駒村 康平（慶應義塾大学 経済学部 教授）

分担研究者

菊池 馨実（早稲田大学 法学学術院 教授）

沼尾 波子（日本大学 経済学部 教授）

丸山 桂（成蹊大学 経済学部 准教授）

山田 篤裕（慶應義塾大学 経済学部 准教授）

研究協力者

四方 理人（慶應義塾大学経商連携グローバル COE プログラム研究員）

田中 聡一郎（立教大学経済学部 助教）

道中 隆（大阪府 堺市健康福祉局福祉推進部）

（所属・肩書は平成 21 年 3 月末現在）

参加研究者名簿

I. 平成 19—20 年度 総合研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

総合研究報告書	駒村 康平（主任研究者）	7
分担研究報告書	駒村 康平	11
分担研究報告書	菊池 馨実	15
分担研究報告書	沼尾 波子	17
分担研究報告書	丸山 桂	19
分担研究報告書	山田 篤裕	21

II. 平成 20 年度 総括研究報告書・分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

統括研究報告書	駒村 康平（主任研究者）	27
分担研究報告書	駒村 康平	31
分担研究報告書	菊池 馨実	33
分担研究報告書	沼尾 波子	35
分担研究報告書	丸山 桂	37
分担研究報告書	山田 篤裕	39

平成 20 年度 分担研究報告

序章： 総論—研究の要約—（駒村康平）	45
1. 研究の構成	
2. 第 1 部「格差・貧困に関する実証研究」の要約	
3. 第 2 部「生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤」の要約	
4. 研究のまとめ	
付属資料「福祉事務所職員に関するアンケート調査」	

第1部 「格差・貧困に関する実証研究」

第1章： 資産考慮による貧困率の変動

(駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎) 71

1. はじめに
2. 基準未満貧困世帯率の算出方法
3. 純資産額の考慮による基準未満貧困世帯の変動
4. 地域ブロック別被保護率と資産保有の関係
5. 結語

補論：等価尺度の検討

第2章： 課税最低限未満世帯増加と社会保障

(田中聡一郎・駒村康平・四方理人・山田篤裕) 83

1. はじめに
2. 課税最低限と社会保障
3. 課税最低限未満世帯割合（非課税世帯率）推計—1999年・2004年
4. 結語

第3章： 日本におけるワーキングプア—全国消費実態調査を使った税モデルによる貧困層の推計—（駒村康平・四方理人・山田篤裕・田中聡一郎）

..... 93

1. はじめに
2. 世帯単位によるワーキングプアの推計
3. 個人単位によるワーキングプアの推計
4. おわりに

第4章： 若年層の貧困化と家族の変化

(四方理人・山田篤裕・田中聡一郎・駒村康平) 103

1. はじめに
2. 若年層の所得格差と貧困
3. 配偶関係・親との同居関係からみた若年層の貧困率の検討
4. 結語

第5章： 被保護者母子世帯の貧困ダイナミクス—貧困の固定化と世代間継承に関する実証的研究—（道中 隆）

.....115

1. 被保護母子世帯の貧困誘因

2. 被保護母子世帯の実態調査の目的
3. 実態調査の方法
4. 調査結果の概要
5. 貧困に結びつきやすい要素
6. 貧困に直接結びつかない要素
7. 被保護母子世帯の貧困ダイナミクス
8. 調査結果と今後の課題

第6章： 「主観的生活費調査」の概要

(山田篤裕・駒村康平・四方理人・田中聡一郎) 143

1. はじめに
2. 調査方法
3. 調査結果 (カテゴリー変数)
4. 調査結果 (連続変数)
5. まとめ

第2部「生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤」

第7章： 地域特性からみた生活保護制度と自立支援プログラムの現状と課題—自治体ヒアリングを通じて— (駒村康平・沼尾波子・丸山桂・田中聡一郎)

..... 157

1. はじめに
2. 大都市における生活保護と自立支援プログラムの現状
3. 生活保護の実施体制—現状と今後の展望
4. 自立支援プログラムの活用—現状と今後の展望
5. まとめ

第8章： 自立支援プログラムの効果の検証—福祉事務所の体制と地域の雇用環境の影響—(丸山 桂) 169

1. はじめに
2. 生活保護制度における自立支援の規定
3. 自立支援プログラムの進捗状況
4. おわりに

第9章： 大都市自治体における生活保護行政の実施体制（沼尾波子）	185
1. はじめに	
2. 大都市自治体における生活保護の現状	
3. 生活保護の実施体制と財源	
4. 大都市における生活保護行政の実施体制をめぐる課題	
第10章： 年金担保貸付事業に関する分析（駒村 康平）	195
1. 問題意識	
2. 年金担保貸付事業の動向	
3. 年金担保貸付事業の分析	
4. 事業見直し検討会の意見と今後の課題	
第11章： 格差・貧困の拡大と社会保障法の役割（菊池 馨実）	205
1. はじめに	
2. 社会保障法学と貧困問題	
3. 貧困問題をめぐる新たな法的展開	
4. 格差・貧困問題に対する社会保障法学の貢献可能性	
Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表	217
Ⅳ. 資料	221
1. 駒村康平（2009）「貧困問題と所得保障制度」『社会政策研究』9	

Ⅱ 平成 20 年度 総括研究報告書・分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
総括研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

主任研究者 駒村康平 慶應義塾大学経済学部

研究要旨

2年目の本年度は、より政策志向の研究として、1) 格差・貧困に関する実証研究（第1部）、2) 生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤（第2部）から研究を構成した。

第1部「格差・貧困に関する実証研究について」は、生活保護改革動向の評価とあり方を検証するために必要な基礎的な指標を整備すべく、『全国消費実態調査』を用いたデータ分析を実施した。所得だけではなく資産についての貧困の検証を行い、加えて住民税非課税世帯基準などの多様な貧困線による検証も行った。また資産についても、低所得層の資産保有状況の分析を行った。さらに、1年度に提示した標準生計費の研究に基づき、国民が評価する新たな貧困指標の作成を試みた。第2部「生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤」については、1年度からの継続の福祉事務所におけるヒアリング調査、データ分析から、生活保護制度が持つ課題を明らかにした。

分担研究者

菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授

沼尾波子 日本大学経済学部教授

丸山桂 成蹊大学経済学部准教授

山田篤裕 慶應義塾大学経済学部准教授

とを意識し、低所得者あるいは生活保護以下の生活水準の貧困者の動向、さらにはその要因を分析する。今年度は、2年間の研究計画の2年目、最終年度として、1) 格差・貧困に関する実証研究、2) 生活保護改革の法的基盤・自立支援プログラムの地域特性の研究の二本立てで研究を行った。

B. 研究方法

ヒアリング及びデータ統計分析

（倫理面への配慮）

倫理面に抵触する研究内容ではないため、とくに問題とはならないものと思料する。

A. 研究目的

本研究は、多様な貧困基準による貧困問題の実証研究を行い、所得保障にかんする政策的含意を得ることを目的としている。政策に直結した基礎的情報を提供するこ

C. 研究結果

研究成果として、以下の論文を作成、発表した。

「資産考慮による貧困率の変動」、「課税最低限未満世帯の増加と社会保障」、「日本のワーキングプア」、「若年層の貧困化と家族の変化」、「被保護母子世帯の貧困ダイナミクス」、「主観的生活費調査結果の概要」、「地域特性からみた生活保護制度と自立支援プログラムの現状と課題—自治体ヒアリングを通じて—」、「自立支援プログラムの効果の検証—福祉事務所の体制と地域の雇用環境の影響」、「大都市自治体における生活保護行政の実施体制」、「年金担保貸付事業の経済分析」、「格差・貧困の拡大と社会保障法の役割」。

D. 考察

『全国消費実態調査』などを用いたデータ分析を実施した。所得だけではなく資産についての貧困の検証を行い、加えて住民税非課税世帯基準やOECD基準などの多様な貧困線による検証も行った。加えて、低所得層の資産保有状況の分析を行った。さらに、標準生計費の研究に基づき、国民が評価する新たな貧困指標の作成を試みた。

第2部「生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤」については、福祉事務所におけるヒアリング調査、データ分析から、課題を明らかにした。このほか、

生活保護制度及び関連施策に関する分析、生活保護制度に対する社会保障法から検討を行った。

E. 結論

貧困線として、生活保護の定める最低生活費を設定し、ワーキングプア率、貧困率を年齢別、地域別に測定した。さらに、金融資産、乗用車、住宅なども考慮した貧困率を推計したところ、生活保護制度による所得基準の貧困基準に資産基準を加えると貧困率は大幅に変動する。この一方、課税最低限基準を貧困基準にすると、高齢者が貧困率は大きく上昇する。

このほか、国民側が評価する貧困線については、インターネット調査を行い、その水準を左右する要素を抽出し、新しい貧困線の可能性を探った。

生活保護行政および自立支援プログラムに関する研究は、データ分析、福祉事務所のヒアリング、ケースワーカーに対するアンケート調査を行った結果、生活保護受給世帯の増加とケースワーカーの専門性、経験の低下により、福祉事務所には過大な負荷がかかっていること、このため、制度全体に対する評価が低下していること、さらに現場における様々な取り組み、工夫の実態をまとめた。自立支援プログラムについても、財政的不安定や評価方法の問題がネックになっていることを確認した。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

・駒村康平「貧困問題と所得保障制度」

『社会政策研究』9, pp 10-37(2009)

・駒村康平『大貧困社会』角川SSC(2009)

- ・駒村康平「所得保障政策に関する提言」
駒村康平，菊池馨実編著『希望の社会保障改革—お年寄りに安心を・若者に仕事を・子どもに未来を』旬報社(2009)
 - ・山田篤裕・駒村康平「雇用政策への提言」
駒村康平，菊池馨実編著『希望の社会保障改革—お年寄りに安心を・若者に仕事を・子どもに未来を』旬報社2009
 - ・Kohei Komamura” The Working Poor, Borderline Poor, and Developments in Public Assistance Reform” ,Japan Labor Review Vol. 5, No. 4 Autumn 2008 .
 - ・駒村康平「ワーキングプアと所得保障政策の再構築」『都市問題』第99巻第6号pp53-62 (2008)
 - ・駒村康平「「年金担保貸付事業の見直し」を経済学からどう考えるか？」『週刊社会保障』No2509、pp42-47 (2008)
 - ・菊池馨実「裁判例から考える夜勤帯の介護事故」臨床老年看護15巻3号4-11頁 (2008年)
 - ・菊池馨実「自立支援と社会保障」(菊池馨実編著『自立支援と社会保障』日本加除出版) pp.353-364 (2008年)
 - ・菊池馨実「貧困解決に社会保障法はいかに貢献できるか」貧困研究1号,pp.30-39 (2008年)
 - ・菊池馨実「新たな持続可能性の視点——
 - 社会保障を支える市民的・社会的基盤の再構築」(駒村康平＝菊池馨実編『希望の社会保障改革』旬報社) ,pp.207-221 (2009年)
 - ・菊池馨実「虐待防止と成年後見・権利擁護」成年後見法研究6号 (2009年)
 - ・沼尾波子「生活保護行政をめぐる現状と課題」『社会政策研究』第10号、pp.159-178 (2009)
 - ・丸山桂『就業形態の多様化と社会保険の適用状況に関する国際比較』全労済協会 (2008)
 - ・丸山桂「生活保護とモラルハザード」『成蹊大学経済学部論集』39巻2号、pp50-64 (2009)
2. 学会発表
- ・山田篤裕、四方理人、田中聡一郎、駒村康平「OECD相対的貧困基準と生活保護基準の重なり」社会政策学会第117回大会・第2テーマ別分科会「多様な貧困と所得保障」(2008年10月)(於・岩手大学)
 - ・駒村康平、山田篤裕、四方理人、田中聡一郎「貧困率の地域差と生活保護基準の考察」社会政策学会第117回大会・第2テーマ別分科会「多様な貧困と所得保障」(2008年10月)(於・岩手大学)
 - ・田中聡一郎、駒村康平、四方理人、山田

篤裕「課税最低限未満世帯の増加と社会保障」社会政策学会第117回大会・第2テーマ別分科会「多様な貧困と所得保障」（2008年10月）（於・岩手大学）

・四方理人、山田篤裕、田中聡一郎、駒村康平「若年層の貧困化と家族の変化」社会政策学会第117回大会・第2テーマ別分科会「多様な貧困と所得保障」（2008年10月）（於・岩手大学）

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「総論」・「資産考慮による貧困率の変動」・「年金担保貸付事業の経済分析」

分担研究者 慶應義塾大学経済学部 駒村康平

研究要旨

「総論」、「資産考慮による貧困率の変動」、「年金担保貸付の経済分析」の3論文を報告する。

本論は、本研究事業の総論部分として、第1部の「格差・貧困に関する実証研究」と第2部の「生活保護改革の法的基盤・自立支援プログラムの地域特性の研究」の各論文のエッセンスと研究の意義を整理した。さらに、生活保護ケースワーカーに対するアンケート調査をとりまとめた。

「資産考慮による貧困率の変動」

所得面での貧困線に資産面での貧困条件を加えた場合、貧困率がどの程度変動するか分析した。

「年金担保貸付事業の経済分析」

年金担保貸付の残高と貸付金利の変動の関係を分析し、年金担保貸付制度を利用している世帯の行動を分析した。

A. 研究目的

分担研究者として以下の3つの論文を作成した。

「総論」は、本研究事業全体の要約と生活保護ケースワーカーに対するアンケート結果をとりまとめる。「資産考慮による貧困率の変動」は、貧困率について、資産を考慮した場合の影響を分析する。「年金担保貸付事業の経済分析」は、年金担保貸付制度の利用状況に与える経済的要素を分析する。

B. 研究方法

全国消費実態調査、アンケート調査、福

祉医療機構の業務統計などをつかったデータ分析

（倫理面への配慮）

政府統計などを利用しており、倫理面に抵触する研究内容ではないため、とくに問題とはならないものと思料する。

C. 研究結果

総論については、1) 格差・貧困に関する実証研究（第1部）、2) 生活保護行政及び自立支援プログラムの地域特性の研究・生活保護改革の法的基盤（第2部）から報告書の要旨をまとめた。さらに生活保護ケースワーカーへのアンケート調査をとりまと

めた。「資産考慮による貧困率の変動」は、貧困率について、資産を考慮した場合の影響を分析した。「年金担保貸付事業の経済分析」は、年金担保貸付制度の利用状況に与える経済的要素を分析した。

D. 考察

「総論」

要約部分については割愛する。関連調査として行った生活保護ケースワーカーに対するアンケート調査で、ケース数増大に対する福祉事務所の課題と取り組み状況を明らかにした。

「資産考慮による貧困率の変動」

所得面での貧困線に資産面での貧困条件を加えた場合、貧困率がどの程度変動するか、地域別、世帯主年齢別に分析した。

「年金担保貸付事業の経済分析」

家計の行動モデルを合理的行動、近視眼的行動、生活保護制度への機会主義的行動の3種類を想定して分析した。

E. 結論

「総論」

生活保護ケースワーカーからのアンケートにより、ケース数の増加が、ケースワーク業務に与える弊害を明らかにした。こうした状況下で、福祉事務所はケースの重み付けや、知識・経験の継承で対応している。

「資産考慮による貧困率の変動」

現行制度の資産保有制限(貯蓄、乗用車、住宅資産)を加えると、急速に貧困率は低下していくことが確認できた。

「年金担保貸付事業の経済分析」

年金担保貸付の残高は、貸付金利と逆相関しており、全般的には世帯は経済合理的

な行動をしていることを確認した。

G. 研究発表

1. 論文発表

・駒村康平『大貧困社会』会角川SSC 2009

・駒村康平「所得保障政策に関する提言」
駒村康平，菊池馨実編著『希望の社会保障改革—お年寄りに安心を・若者に仕事を・子どもに未来を』旬報社2009

・山田篤裕・駒村康平「雇用政策への提言」
駒村康平，菊池馨実編著『希望の社会保障改革—お年寄りに安心を・若者に仕事を・子どもに未来を』旬報社2009

・Kohei Komamura” The Working Poor, Borderline Poor, and Developments in Public Assistance Reform” ,Japan Labor Review Vol. 5, No. 4 Autumn 2008 .

・駒村康平「ワーキングプアと所得保障政策の再構築『都市問題』2008、第99巻第6号

・駒村康平「年金担保貸付事業の見直し」を経済学からどう考えるか?」『週刊社会保障』No2509、2008

2. 学会発表

社会政策学会2008年秋季大会にて報告

F. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「貧困・格差の拡大と社会保障法の役割」

分担研究者 菊池馨実 早稲田大学法学学術院

研究要旨

本研究は、社会保障法学の貧困問題へのアプローチを、歴史的展開を踏まえながら紹介し、法学的見地から注目される貧困法制をめぐるいくつかの動向に焦点を当てた後、社会保障法学が広い意味での貧困問題につき、どのような解決の糸口を提示し得るかにつき考察を行ったものである。専門分化した労働法学と社会保障法学を統合した、新たな「社会法」の構築が重要である。

A. 研究目的

本研究は、格差と社会保障のあり方に関する研究のうち、貧困問題に対する法律学とりわけ社会保障法学のアプローチを歴史的に跡付け、現在の動向をフォローするとともに、当該アプローチの新たな可能性を探ることを目的とする。

B. 研究方法

貧困問題への法学的アプローチの可能性を、社会保障法学の歴史的展開や現在の動向をたどることを通じて、さらに筆者が従来から展開してきた規範的議論、すなわち憲法 13 条を社会保障の究極的根拠とする法理論の見地から、探らうとするものである。

（倫理面への配慮）

本研究にあたって、倫理面への配慮は特に必要ない。

C. 研究結果

貧困の解決は、単に経済的側面からのみ捉えるべきでなく、医療・福祉・介護サービスの充実、子どもへの実体的保障の充実、精神的自立の不十分・欠如に対するサポート、失業者・無業者に対する職業教育及び訓練の充実といった多面的な対応によって解決されるべきものである。

D. 考察

高齢加算廃止の違憲・違法を争った平成 20 年東京地裁判決は、保護基準の引下げにかかる行政裁量の限界付け、基準生活費本体減額の際におけるより一層慎重な裁量権行使の要請、「健康で文化的な最低限度の生活」の内実の豊富化、といった点で、政策的に無視できない内容を含んでいる。

E. 結論

しだいに分化・独立していった労働法学と社会保障法学の共同作業（新たな「社会法」的視角からの分析）により、雇用と社会保障のあり方をトータルで論じることが可能な新たな法理を構築していく必要がある。

G. 研究発表

1. 論文発表

「裁判例から考える夜勤帯の介護事故」
臨床老年看護15巻3号4-11頁（2008年）

「自立支援と社会保障」（菊池馨実編著
『自立支援と社会保障』日本加除出版）353
-364頁（2008年）

「貧困解決に社会保障法はいかに貢献できるか」
貧困研究1号30-39頁（2008年）

「新たな持続可能性の視点——社会保障を支える市民的・社会的基盤の再構築」（駒村康平＝菊池馨実編『希望の社会保障改革』旬報社）207-221頁（2009年）

「虐待防止と成年後見・権利擁護」
成年後見法研究6号（2009年）

2. 学会発表

なし

F. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「大都市自治体における生活保護行政の実施体制」

分担研究者 沼尾波子 日本大学経済学部

研究要旨

大都市自治体の生活保護行政体制について、職員数の確保と多様な支援メニューへの対応という観点から考察を行った。保護率の上昇の反面、行政改革による職員数削減が進む中、ケースワーカー等職員の充足率は低下傾向にある。ただし、個々の自治体によって状況や対応に異なる点も見られる。指定都市の分析から、(1)充足率を下げつつも国基準数については確保されている自治体、(2)国基準数を満たせなくなりつつも、一定割合の充足率を維持する自治体、(3)職員数確保が困難になっており、年々充足率が低下する自治体があることが分かった。また、自立支援プログラムの活用状況をみると、負担が増大するケースワーカー等の業務の一部を専門知識や技能を持つ嘱託や非常勤職員、民間事業者に委ねつつ、連携を図りながら、体制を確保する自治体の対応が明らかになった。

A. 研究目的

本研究は、大都市自治体における生活保護行政の実施体制や財政状況について考察し、運営上の課題について考えることを目的としている。

B. 研究方法

統計データを用いて大都市自治体の職員数や財政状況の分析を行う。また個別の自治体における決算書や報告書等の資料を収集するとともに、自治体へのヒヤリング調査を通じて、行政体制や財政状況の現状と課題について整理する。

(倫理面への配慮)

データの取り扱いに際しては、個人情報流出しないよう、細心の注意を払うこととした。

C. 研究結果

都市の規模別に生活保護率やCW等充足率を比較し、大都市自治体の特性を明らかにした。また、政令指定都市における充足率の違いを整理し、その要因について分析を試みた。

D. 考察

大都市自治体では、保護率上昇に伴いCW数を増やしているが、行政改革の中で

市全体の職員数が減少する中、充足率は低下する傾向にある。指定都市における充足率の推移をみると、100%以上を維持する市と、出来る限り 100%に近い水準を維持しようとしている市、既にその維持が困難になっている市があることが明らかになった。充足率と財政状況との明確な関係性は見出せなかった。

E. 結論

職員削減のなかで、多くの大都市では基準数のCWを確保できなくなっている。限られた職員数で全てを担うことが難しくなっている自治体のなかには、自立支援プログラムを、単に就労支援等を積極的に実施するための体制づくりとして位置づけるのではなく、嘱託職員を雇用し、専門的な業務の補完として位置づけているところもみられた。だが、こうした体制には限界もあることから、保護行政の運営体制をめぐる地方自治体の裁量の範囲や国の財源保障のあり方について、再考する必要があると考えられる。

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・沼尾波子(2009)「生活保護行政をめぐる現状と課題」『社会政策研究』第9号 pp.159-178

2. 学会発表

なし

F. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

格差と社会保障のあり方に関する研究

「自立支援プログラムの効果の検証—福祉事務所の体制と地域の雇用環境の影響」

分担研究者 丸山 桂 成蹊大学経済学部

研究要旨

本研究では福祉事務所別の個票を用いて、自立支援プログラムの効果を検証した。その結果、①ハローワークと連携する生活保護受給者等就労支援事業の対象者数は、きわめて少ない。②経済的自立に関するプログラムの達成率は、有効求人倍率などの労働市場と弱い相関が見られる。一方、専門職員を活用するプログラムを実施している自治体では、相対的に高い達成率を維持している。③参加者の就職先や離退職の動向を把握する統計整備が必須である。

A. 研究目的

本研究では、生活保護制度のもう1つの役割である「自立支援」に着目し、2005年度よりはじまった自立支援プログラムの効果を、地域ごとの実施体制と雇用環境の差異に注目して分析を行い、今後の制度の在り方について検討する。

B. 研究方法

厚生労働省発表の福祉事務所別の自立支援プログラムの成果を、雇用環境や専門職員の有無などによって差異があるか統計的に検証する。

（倫理面への配慮）

なし

C. 研究結果

①ハローワークと連携する生活保護受給者等就労支援事業の対象者数は、きわめて少

ない。②経済的自立に関するプログラムの達成率は、有効求人倍率などの労働市場と弱い相関が見られる。一方、専門職員を活用するプログラムを実施している自治体では、相対的に高い達成率を維持している。

D. 考察

専門職員活用プログラムは、プログラム達成に有効な方策であるが、専門職員の雇用状況やセーフティネット補助金の継続などが課題として残されている。

E. 結論

貧困の動学的研究を行うためにも、被保護者別のプログラム参加状況、就職先の業種、職種、雇用状況、離退職の状況などを把握するための統計的整備が必要である。

G. 研究発表

1. 論文発表

丸山桂(2009)「生活保護とモラルハザード」
『成蹊大学経済学部論集』39巻2号

2. 学会発表

なし

F. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし